

但馬グリーンツーリズム協会ロゴ・マーク募集要項

(趣旨)

第1 兵庫県北部「但馬地域」は、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町の3市2町から構成され、県土面積の1/4、東京都の総面積に匹敵する広大な地域である。

但馬地域の海では、松葉ガニの漁獲高が日本一であり、山では、神戸ビーフ等全国のブランド牛の素牛にもなっている但馬牛が飼育され、空では、平成11年に試験放鳥され、現在野生復帰の取組が行われているコウノトリが悠然と舞っている。

但馬地域の農村では、コウノトリ育むお米等のブランド米のほか、ピーマン、だいこん、岩津ねぎ、なしなどの生産が盛んである。漁村では、松葉ガニのほか、ハタハタやホタルイカなどが水揚げされている。

こうしたことを背景に、但馬地域では、「グリーン・ツーリズム」(都市と農山漁村の交流活動)に活発に取り組みられてきた。平成15年に認定された「グリーンツーリズム特区」による市民農園や農家民宿、どぶろくのほか、新鮮な農産物が購入できる農産物直売所、いちごやサクランボの摘み取りができる観光農園、そば打ちやソーセージづくりなどの加工体験、豆腐や川魚を味わう農家レストラン、そして近年は、子ども農山漁村交流プロジェクト等の活動も行われている。

このように魅力溢れる但馬地域の「グリーン・ツーリズム」を兵庫県の内外に広くPRし、都市との交流で但馬の農山漁村を元気にするために、平成23年8月30日、但馬県民局、但馬各市町、JA等の関係団体で「但馬グリーンツーリズム協会」を設立した。

今般、但馬地域の「グリーン・ツーリズム」を広くPRするため、但馬地域の「グリーン・ツーリズム」を都市住民や消費者にわかりやすくイメージしてもらえるロゴタイプ及びシンボルマークを組み合わせた「ロゴ・マーク」を募集するものである。

(参加資格と応募数)

第2 応募に対する参加の資格については制限を設けず、共作での応募も可能とする。

ただし、応募作品は1人又は1グループにつき1点までとする。

(使用用途)

第3 採用された作品は、協会及び協会が許可した者が作成する商品パッケージへの印刷及びシール、ステッカー、ポスター、パンフレット、名刺、封筒等に使用するものとし、但馬地域のPR、イメージアップを図るために広く活用する。

(作品内容)

第4 募集する作品に求めるコンセプトは次の3点とする。

- (1) 上記(趣旨)に沿ったものであること。
- (2) 但馬地域の農林漁業・農山漁村の元気や魅力を象徴したものであること。
- (3) 兵庫県の内外の人々が、但馬地域に親しみを持てるようなものであること。

(作品規格等)

第5 提出する作品の規格等については、次のとおりとする。

- (1) 応募フォームを使用するものとし、マーク(図案)及びロゴタイプ(但馬グリーンツーリズム協会の文字)をそれぞれ別個に作成して、2つを組み合わせた作品を1点として描くものとする。(単独では不可、サンプルを参照のこと。)
- (2) 作品はカラーのみとし、色数、グラデーションの使用は自由とする。
- (3) 但馬グリーンツーリズム協会の文字については、文字自体の変更は行わず、原文のまま使用すること。(アルファベット、カタカナ表記への変更も不可とする。)
- (4) 筆文字等はデータ化すること。
- (5) 作品はパソコンでの制作(データでの作品)のみとし、手書き作品は不可とする。

(応募作品)

第6 提出する作品は、次の条件を全て満たしていることとする。なお、万一、応募作品の著作権、商標権等に係る問題が発生した場合は、全て応募者が自己の責任において対応することとし、協会はこれについて一切の責任を負わない。

- 2 応募者オリジナルの未発表作品(他の同種のコンクールに応募していないこと。)で、応募者が著作権を有すること。
- 3 公序良俗その他法令に反していないこと。
- 4 第三者の権利を侵害していないこと。
- 5 審査時に前号の条件に違反していることが判明した場合は、審査を行わない。また、受賞後に判明した場合には受賞を取り消して失格とし、取り消した時点及びその後に損害が発生した場合には、賠償請求を行う場合がある。
- 6 応募に係る一切の費用は応募者の負担とする。
- 7 応募作品は返却しない。
- 8 応募者は、事業の紹介や記録のために、協会が応募作品を利用することを認めるものとする。
- 9 最優秀賞受賞者に対しては、作品の修正を依頼する場合がある。

(募集期間)

第7 平成24年1月30日(月)から平成24年2月22日(水)(郵送の場合は当日の消印まで有効)までとし、電子メールの場合は、締切当日中に必着とする。

(応募方法)

第8 応募作品は、指定した応募フォームを使用して作成すること。

応募フォームの記載欄に住所、氏名・年齢、連絡先と、作品の説明(作成意図、解説)を200字程度で記入し、原則として郵送又は電子メールにて応募するものとする。

共作での応募の場合は、応募フォームの「氏名・年齢欄」に共作者全員の氏名を記入し、代表者の氏名の右側にその旨を記入することとする。また住所、連絡先は代表者のものを記入するものとする。

2 郵送の場合は、応募フォームに作成した作品をA4用紙に出力したものと、作品データが記録された電子媒体(CD-Rを推奨)を送付するものとする。

なお、送付に使用した電子媒体は返却致しない。

3 電子メールの場合は、件名を【ロゴ・マーク募集】とし、PDF形式で作成した作品を添付するものとする。なお、ファイルサイズは原則3MB以内とする。

<応募フォームのダウンロード先(但馬県民局ホームページ)>

<http://web.pref.hyogo.jp/area/tajima/index.html>

(選考)

第9 選考は、当協会において選考を行い、最優秀賞及び優秀賞を選定する。

ただし、最終選考で最終選考候補として選出するに足る作品がない場合には、該当作品なしとする場合がある。

(発表)

第10 選考の結果については平成24年3月に発表する。

2 結果通知は、受賞者本人(共作の場合は代表者)に対して直接連絡するものとする。

3 受賞者の氏名、住所(都道府県名及び市町村名まで)を公表する。

4 発表は但馬県民局定例記者発表にて行う。

(賞金)

第11 最優秀賞及び優秀賞の作品には、次のとおり賞金を授与する。

最優秀賞 1点 5万円

優秀賞 2点 各1万円

受賞者が高校生以下の場合は、賞金に代わり、賞金相当額の図書カードを贈呈する。団体の場合は、賞金を代表者に授与する。

(諸権利の取扱い)

- 第 1 2 最優秀賞受賞作品に関する全ての著作権 著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む)、商標権その他一切の権利は協会に帰属する。
- 2 最優秀賞受賞作品の応募者は、協会が当該作品の商標・意匠の出願・登録をすることを全面的に認めることとする。
- 3 最優秀賞受賞作品の応募者は、作品のイメージを損なわない範囲での修正・補作・マークとロゴタイプとの分割利用及び文字の翻訳等の変更を協会に認めるものとする。

(応募先)

- 第 1 3 〒668-0025
兵庫県豊岡市幸町 7 - 11
但馬グリーンツーリズム協会 (但馬県民局豊岡農林水産振興事務所内)
< 電子メール宛先 >
toyookanourin@pref.hyogo.lg.jp

(その他)

- 第 1 4 選考の内容に係る個別の質問には回答しない。
- 2 応募の際収集した個人情報、この募集に係る業務以外の目的には使用しない。